

新潟県条例第59号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																	
<p>(入学科等)</p> <p>第2条の2 高等学校に入学を許可された生徒（高等学校間の転学（中等教育学校の後期課程からの編入学を含む。）を許可された生徒を除く。）は、次の表に定めるところにより入学科を納めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業料等)</p> <p>第3条 高等学校（通信制の課程を除く。第4項において同じ。）及び中等教育学校の後期課程の生徒は、次の表に定めるところにより授業料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">全日制の課程</td> <td>月額</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定時制の課程</td> <td rowspan="2">単位制による課程以外の課程</td> <td>月額</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>1年で履修する科目1単位につき 月額 145円</td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>半年で履修する科目1単位につき 月額 290円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の授業料は、毎月25日までに納めなければならない。ただし、8月分は、9月分と同時に納めることができる。</p> <p>3 納付義務者から申出のあつたとき及び3月分にあつては、前項の規定にかかわらず納付期限前であつてもこれを徴収することができる。</p> <p>4 月の中途において入学、退学、休学又は転学した者は、当該月分の授業料を納めなければならない。ただし、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）間の転学者（編入学者を含む。）の授業料は、転学先の学校（編入学をした学校を含む。）では重複して徴収しない。</p> <p>5 休学の期間が全月にわたる場合は、その月分の授業料は、徴収しない。</p>		区分		金額		全日制の課程		月額	9,900円	定時制の課程	単位制による課程以外の課程	月額	2,700円	単位制による課程	1年で履修する科目1単位につき 月額 145円	単位制による課程	半年で履修する科目1単位につき 月額 290円	<p>(入学科等)</p> <p>第2条の2 高等学校に入学を許可された生徒（高等学校間の転学を許可された生徒を除く。）は、次の表に定めるところにより入学科を納めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	
区分		金額																	
全日制の課程		月額	9,900円																
定時制の課程	単位制による課程以外の課程	月額	2,700円																
		単位制による課程	1年で履修する科目1単位につき 月額 145円																
	単位制による課程	半年で履修する科目1単位につき 月額 290円																	

第3条の2 高等学校の定時制の課程において、当該高等学校の定時制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することを許可されたものは、当該科目1単位について年額1,750円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。

2 前項の規定は、高等学校の定時制の課程（単位制による課程に限る。）において、聴講生として特定の科目の履修を許可された者について準用する。この場合において、同項中「年額1,750円」とあるのは「1,750円」と、「授業料」とあるのは「受講料」と読み替えるものとする。

第3条の3 高等学校（通信制の課程に限る。）に入学を許可された生徒は、1単位について年額330円の授業料を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める日までに納めなければならない。

(1) 当該許可の日の属する年度 当該許可の日の属する月の末日

(2) 前号に掲げる年度以外の年度 4月30日

2 年度の中途において入学、退学、休学又は転学した者は、当該年度分の授業料を納めなければならない。

3 休学の期間が全年度にわたる場合は、その年度分の授業料は、徴収しない。

4 第1項の規定は、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）附則第2項の規定により特科生として特定の科目の受講を許可された者について準用する。この場合において、第1項中「授業料」とあるのは、「受講料」と読み替えるものとする。

第3条の4 高等学校の通信制の課程において、当該高等学校の通信制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することを許可されたものは、当該科目1単位について年額330円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。

第3条の5 （略）

（授業料等の減免）

第5条 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに中学校、中等教育学校又は高等学校の入学希望者又は入学料若しくは保育料若しくは入園料又は入学検査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者

（受講料）

第3条 高等学校の定時制の課程（単位制による課程に限る。）において、聴講生として特定の科目の履修を許可された者は、当該科目1単位について1,750円の受講料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。

第3条の2 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）附則第2項の規定により特科生として特定の科目の受講を許可された者は、当該科目1単位について年額330円の受講料を4月30日までに納めなければならない。

第3条の3 （略）

（入学料等の減免）

第5条 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに中学校、中等教育学校又は高等学校の入学希望者又は入学料若しくは保育料若しくは入園料又は入学検査料（以下この条において「入学料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特

その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、入学審査料、入学料、入学料相当額、授業料、受講料及び証明事務手数料並びに入園料及び保育料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1・2 (略)

(授業料の特例)

3 第3条第1項の授業料は、同条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める月分の授業料を10月中（第2号にあつては、7月中）に納めなければならない。

(1) 毎年度 7月から9月まで

(2) 高等学校に入学（転学及び編入学を除く。）をした日の属する年度（中等教育学校の前期課程を修了し、後期課程に進級した年度を含む。）4月から6月まで

4 第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業料は、徴収しない。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第2号に規定する者（同項第3号に規定する者を除く。）に係る授業料

(2) 第3条第4項ただし書に規定する場合の授業料を除くほか、平成26年4月1日以後に月の中途において転学又は編入学をしてきた者（法第3条第2項第3号に規定する者を除く。）に係る当該月分の授業料

(3) 定時制及び通信制の課程における法第5条第1項の受給権者に係る授業料の月額（授業料の額が年額により定められている場合にあつては、授業料の月額に相当するもの）と同項の規定により支給される就学支援金の額とに差額がある場合における当該差額分の授業料

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日から引き続き新潟県立学校条例別表第2に掲げる新潟県立高等学校及び同条例別表第3に掲げる新潟県立中等教育学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後のこれらの学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

に必要と認める者については、入学料等の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、入学審査料、入学料、入学料相当額、受講料及び証明事務手数料並びに入園料及び保育料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1・2 (略)